

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第99号
事故等種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成26年11月11日 18時20分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市首埼南東方沖 首埼灯台から真方位113°14.6海里付近 （概位 北緯39°00.71′ 東経142°12.39′）
事故等調査の経過	平成26年11月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十八吉丸、29トン
船舶番号、船舶所有者等	142055、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、首埼南東方沖でさんま棒受網漁の揚網を終え、船長が操舵室で操船に当たり、他の乗組員は甲板上で漁獲物の揚収作業を行っていた。 船長は、平成26年11月11日18時20分ごろ、主機を前進に入れたところ、前進ができなかったため、後方を確認したところ、揚網した漁網が左舷後部から海中に落ちており、漁網がプロペラに絡んで航行できなくなったことを知り、海上保安庁に118番通報を行うとともに、僚船に救助を要請した。 本船は、僚船にえい航されて岩手県釜石市釜石港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：16時22分ごろ
その他の事項	船長は、本インシデント後、揚網機を確認したところ、左舷後部のサイドローラの操作レバーが中立位置から僅かにずれていたことから、サイドローラが逆回転して漁網が海中に落ちたことを知った。 船長は、主機を前進とする際、後方の確認を行わなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、首埼南東方沖でさんま棒受網漁の操業中、船長が、漁網の状況を確認せずに機関を前進としたことから、左舷後部から海中に落

	<p>ちた漁網がプロペラに絡み、機関が運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船の漁網は、揚網を終えた際、サイドローラの操作レバーが中立に入っていなかったことから、海中に落ちたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、首埼南東方沖でさんま棒受網漁の操業中、船長が、漁網の状況を確認せずに機関を前進としたため、左舷後部から海中に落ちた漁網がプロペラに絡み、機関が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関を使用する際は、推進器付近に障害物がないことを確認すること。 ・ 揚網機等の操作を行う際は、操作レバー等が確実に操作されたことを確認すること。